

国有財産媒介公告書

下記国有財産の売払いに係る媒介業務について公告します。

記

1 媒介業務の対象となる国有財産

別紙のとおり

2 申込者に必要な資格

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 号に規定する宅地建物取引業者（信託会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和 18 年法律第 43 号）第 1 条第 1 項の認可を受けた金融機関であつて、宅地建物取引業法第 2 条第 2 号に規定する宅地建物取引業を営むものを含む。）であること。

3 媒介契約の型式

一般媒介契約（明示型）

4 媒介契約の契約期間

契約締結の日から 3 ヶ月を超えない範囲内で国が別途指定する日まで

5 媒介契約の内容

一般媒介契約書（案）のとおり

6 申込方法

下記により申込書等を持参又は郵送により提出するものとする。

(1) 提出書類

- | | |
|---------------------------|-----|
| ① 国有財産媒介申込書 | 1 部 |
| ② 法第 6 条の規定により交付された免許証（写） | 1 部 |

(2) 申込書等の提出先

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（4） 入札班

所在地：〒540-8550 大阪府中央区大手前 4 丁目 1 番 76 号

大阪合同庁舎 4 号館 9 階

電話番号：06-6949-6122

(3) 申込受付期間

令和3年7月1日（木曜日）から令和4年2月10日（木曜日）

(4) 申込みに当たっての留意事項

- ① 持参により申込書等を提出する場合の受付時間は、9時から12時及び13時から17時まで（土・日曜日及び祝日等の閉庁日を除く。）とする。
- ② 郵送により申込書等を提出する場合は、申込書等を封筒に入れた上で、上記（2）の提出先宛に引受及び配達について記録できる方法によるものとし、上記（3）の受付期間内必着とする。

7 その他

本媒介契約は、国土交通省が定めた標準媒介契約約款に基づく契約ではない。

8 問い合わせ先

近畿財務局 管財部 統括国有財産管理官（4） 入札班

所在地：大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎4号館 9階

電話番号：06-6949-6122

以上公告する。

令和3年7月1日

支出負担行為担当官

近畿財務局総務部次長 山口 清光